

飯山市環境基本条例（平成11年3月25日条例第7号）

最終改正:平成12年3月27日条例第1号

改正内容:平成12年3月27日条例第1号 [平成19年10月1日]

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）についての基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全等は、すべての市民が健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識して、積極的に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境の復元力には限りがあることを認識し、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を行うこと並びに環境の保全上の支障を未然に防止することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深く関わっていることを認識し、すべての事業活動や日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

4 環境の保全等は、市、市民及び事業者が環境に対する理解を深めながら、それぞれの責務に応じた役割分担のもとに自主的かつ積極的に行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、自らの社会経済活動に際して、環境の保全等に資する取組みを率先して実行するとともに、市民及び事業者の環境の保全等に資する取組みを支援しなければならない。

3 市は、第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念に基づき、日常生活において、廃棄物の減量、資源及びエネルギーの節約等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、地域における環境の保全等に資する取組みを推進しなければならない。

3 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の汚染を防止するために必要な措置を講じるとともに、廃棄物の減量及び適正処理の実施、資源の有効利用等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市民が行う地域の環境の保全等に積極的に参加協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、開発事業等を行うに当たっては、地域の環境特性に応じた適正な土地利用を基本に置き、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策**第1節 施策の基本方針等**

(施策の基本方針)

第6条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 人の健康又は生活に被害を及ぼす環境保全上の支障を防止し、安全な生活環境を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、健全な自然環境に寄与する森林、農地等を自然的かつ社会的条件に応じ体系的に保全しつつその適正な利用を図ることにより、自然と人との共生を確保すること。

(3) 資源及びエネルギーの合理的かつ循環的な利用及び廃棄物の発生の抑制を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。

(4) 歴史的・文化的環境の保全、良好な景観の形成、身近な自然空間の整備及び人にやさしい都市施設の整備を推進し、快適な環境を創造すること。

(5) 環境の保全等に資する取組みを通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 市民の意見を反映するとともに、市民及び事業者の環境の保全等に資する自主的かつ積極的な取組みが促進されるよう環境に関する教育、啓発等を行うこと。

(環境基本計画)

第7条 市長は、環境の保全等の施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 環境への配慮の方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民の意見が反映されるよう努めるとともに、飯山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮等)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るとともに、環境の保全等を優先するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第9条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)

第10条 市長は、環境の状況、市が講じた環境の保全等に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2節 環境の保全等に関する施策

(規制的措施等)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、国及び県の講ずる規制措置等を市民及び事業者が遵守することに關し、必要な指導に努めるものとする。

(経済的措施)

第12条 市は、市民及び事業者が自ら環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全等に資する施設の整備)

第13条 市は、環境の保全等に資する公共的施設の整備その他これに類する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、自然と人とのふれあいに資する公共的施設その他の人にやさしい快適な環境の創造に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(事業に係る環境配慮)

第14条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(資源の有効利用の促進等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第16条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての関心と理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全等に資する活動が促進されるようにするため、環境教育及び環境学習の推進、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民及び事業者並びにこれらの者が構成する団体(第22条第2項において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の整備と提供)

第18条 市は、環境の保全等に関する必要な情報を体系的に整備し、適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施及び監視体制の整備)

第19条 市は、環境の状況の把握その他環境の保全等に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視及び調査体制を整備するよう努めるものとする。

第3節 地球環境の保全等に関する施策

(地球環境の保全に関する施策)

第20条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国、他の地方団体その他関係機関と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、市民及び事業者の地球環境の保全に資する活動が促進されるよう、普及、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(化学物質等による環境汚染の防止に関する施策)

第21条 市は、人の健康を損なうおそれのある化学物質その他の環境の汚染を引き起こすおそれのある物質に係る情報の収集及び提供、排出の抑制その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 施策の推進体制等

(推進体制の整備)

第22条 市は、環境施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、民間団体等と連携を図り、環境の保全等に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全等に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力するものとする。

第3章 飯山市環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により環境の保全等に関する審議会その他合議制の機関として、飯山市環

境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて環境の保全等に関する基本的事項に関し調査又は審議するほか、必要に応じて環境の保全等に関する事項に関し市長に意見を述べることができる。
（組織等）

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長を置き、委員が互選する。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。
（会議）

第26条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（専門委員）

第27条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
（補則）

第28条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
（飯山市環境審議会条例の廃止）
- 2 飯山市環境審議会条例（平成10年飯山市条例第13号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この条例施行の際現にこの条例による廃止前の飯山市環境審議会条例（以下「審議会条例」という。）の規定に基づき委嘱されている委員及び互選されている会長は、この条例の規定に基づき委嘱され、又は互選されたものとみなし、委員の任期は、審議会条例の規定に基づき委嘱された日から起算する。

附 則（平成12年3月27日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）
（飯山市環境審議会委員の委嘱に係る経過措置）
 - 2 この条例の施行の際現に委嘱されている飯山市環境審議会委員にあつては、この条例第11条の規定による改正後の飯山市環境基本条例の規定に基づいて委嘱されたものとみなし、その任期は、この条例第11条の規定による改正前の飯山市環境基本条例の規定に基づいて委嘱されたときから通算する。
-